

# 桂川っ子



VOL.9

詩・「にんげんだもの」を読んで  
— 引き継がれる命 —

桂川町教育委員会  
教育長 佐谷 千香子

「相田みつを」さんの詩集、「にんげんだもの」を読んでいると左記のような詩を見つけました。

自分の番（いのちのバトン）  
父と母で二人  
父と母の両親で四人  
そのまた両親で八人

こうして教えてゆくと  
十代前で千二十四人  
二十代前では——？  
何と百万人を超すんです  
過去無量の  
いのちのバトンを  
受けついで  
いま、ここに  
自分の番を生きている  
それがあなたのいのちです  
それがわたしのいのちです。



この詩を読んだすぐ後、桂川小学校と東小学校の「秋季大運動会」を參觀しました。集団の力を大変美しく感じました。きびきび演技をしている子供たち。一人ひとりが親からももらった大切な体（命）を動かし、心をこめて演技する。自分を一人ひとりが生かせば、集団が美しくなる。

それは日常生活の中でも言えます。自分の番を一生懸命生きる。そして次の世代へよい伝統を残していく。「引き継がれる命」それは一つだけしかない尊い命なのです。大切な個を大きく社会の一員として役立てる。そういう心掛けで子どもたちに生きて欲しいと願います。そして、子どもたちが自分を生かす生活をする力を育ててほしいと、保護者の皆様に願っています。

## 地域と共に行う毅然とした対応の大切さ

— 桂川小学校校長 本田 義隆 —

平成二十年四月七日、桂川町立各小・中学校の皆様へ「生き生き桂川っ子」育成総合連携推進協議会会長名で、基本的な生活習慣の定着と服装等に関する協力についての文書が出ています。

その中で「学校は学ぶところであるという原点に戻り、毅然とした生徒指導を行います。」と述べられ、髪染めや化粧、服装や触法行為、授業妨害等ダメなことはダメだと書かれています。

地域と共に、みんなで毅然とした対応がとれるのには、理由があると思います。

第一の理由は、法的に整備されていることです。

教育基本法第六条二項に「教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずる」と明記されました。

また、学校教育法第二十六条四項には「授業その他の教育活動の実施を妨げる行為」があるときの指導のあり方も書かれています。

学校の秩序を破壊し、他の児童生徒の

学習を妨げる行為に対しては、児童生徒が安心して学べる環境を確保するため、適切な措置を講じることは必要なことです。

第二の理由は、桂川町には警察、児童相談所、保護司、民生・児童委員等のサポートチームがあるということです。「生き生き桂川っ子」育成総合連携推進協議会がそれであり、協議会が基本的な生活習慣の定着と服装等に目を向けているのです。

「ダメなものはダメである。」大切にしていきたいことです。



みんなで学ぶ  
桂川っ子